

令和7年度第9回津野町農業委員会定期総会議事録 (第1日目)

召集年月日 令和7年12月10日

召集場所 津野町役場 本庁舎 2階第7会議室

開 会 令和7年12月24日 午後4時00分

出席委員

1番：前野富士男、2番：高橋 好文、3番：石川 幸久、4番：戸田 和宏、
5番：宇都宮 京子、6番：川西 利文
会長：川村 実男

(推進委員)

大崎 登、長山 計一、明神 正、

その他の出席者

事務局長、三本 修司、事務局職員 野瀬 隆行、西森 健一

議事日程

別紙のとおり

令和 7 年度第 9 回津野町農業委員会定期総会議事日程

令和 7 年 1 2 月 2 4 日 午後 4 時 0 0 分開議

日程	議案番号	案 件	備考
1 2 3 4 5	議案第 1 号 その他	開会 会議録署名委員の指名 会期の決定 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 1) 土地家屋調査士からの相談（姫野々 5 条申請・非農地について） 2) 県外からの移住予定者からの相談（白石甲 5 条申請について） 3) 農地所有適格法人のその後について（資料別冊）	

議 事

開会 : 午後4時02分 開議

議長 : ただいまの出席委員は農業委員7名、農地利用最適化推進委員3名でございます。

会議の成立する定員に達しておりますので、これより、令和7年度第9回津野町農業委員会定期総会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名をおこないます。

会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において

4番 戸田 ^{かずひろ}和宏委員、5番 宇都宮 ^{きょうこ}京子委員 を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 : 異議なし

議長 : ご異議なしと認めます。
よって会期は1日間と決定しました。

日程第3 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」
を議題とします。事務局より 説明をお願いします。

事務局 : 日程第3 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」
ご説明します。

議長 : 議案第1号 番号1は 私、川村と山崎委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をします。

川村 : 場所は、新土居から三間川の方へ入りまして、三間川と宇津ヶ藪地区の境
ぐらいのところの田んぼです。写真5Pを見てください。去年までは●●●●

が作っておりました。赤線のちょっと川向こう側の田もイノシシが岸をやぶって畔がなく、赤のラインのところにベルトを敷いて作っておりましたので、●●さんも赤い枠の中で作るようです。

本当は、●●さんはこれを出して来るつもりはなかったんじゃないかと思いますが、これとは別に三間川の●●さんと●●さんの田んぼを借りて作るようにしていることを知っているのです、お会いした時に「こっちも出してくれ」との要請をしていますので来月には出てくると思います。

今回、●●君の田を出して来た理由は、●●君がここの田を作らなくなることによって津野町の農地がなくなり、町からの補助が受けられるなということで、申請を出すことによって引き続き受けれるということもあつてのことです。

作ることについては何んの問題もないと思います。よろしくお願いします。

議長：休憩にいたします。

(休憩中 午後4時12分 ～ 午後4時15分)

議長：休憩の前に引き続き会を開きます。

議案第1号 番号1について、質疑、意見はありませんか。

委員：ありません。

議長：議案第1号 番号2は 戸田委員と明神委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

なお、番号2と番号3は宇都宮委員に関する議案であるため、宇都宮委員には退席頂きます。

戸田 場所は桑ケ市トンネルを抜けたところです。県道の改良で通行止めになっているところ、右に農道を下った所の最終に●●●●さんの田があります。問題ないと思います。写真は9Pです。

議長：休憩にいたします。

(休憩中 午後4時16分 ～ 午後4時16分)

議長：休憩の前に引き続き会を開きます。

議案第1号 番号2について、質疑、意見はありませんか。

委員 : ありません。

議長 : 議案第1号 番号3は ●●●委員が地区委員ですが、ご本人の案件であるため、代って川西委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

川西 現地は、北川为天忠トンネルの中成木材の川向いです。14、15Pの写真を見て頂いたらわかりますが、元々きれいな田んぼで、●●●さんがやられるということで問題ないと思います。

議長 : 休憩にいたします。
(休憩中 午後4時18分 ～ 午後4時19分)

議長 : 休憩の前に引き続き会を開きます。
議案第1号 番号3について、質疑、意見はありませんか。

委員 : ありません。

議長 : それでは採決いたします。
議案第1号 について、原案のとおり決することに賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。
(挙手全員)
挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 : ●●●委員を呼んでください。(●●●委員着席 午後4時20分)
●●●委員に告知します。議案第1号、番号2と3は原案どおり可決されました。

議長 : 日程第4 その他
1) 土地家屋調査士からの相談～姫野々5条申請・非農地について
2) 県外からの移住予定者の相談～白石甲5条申請について
3) 農地所有適格法人のその後について
を議題とします。

なお、この3件は、事務局が相談を受けたことを皆さんに報告するもの

2件と、先月ご説明した「農地所有適格法人」の追跡調査結果のご報告であり、議決案件ではないことをご理解ください。

それでは、1) から順番に事務局より 説明をお願いします。

「その他 1) について」

17P～18P 姫野々●●●-●畑 174 m²……次回5条申請予定の説明

19P 姫野々●●●畑 138 m²……次回非農地の予定説明

「その他 2) について」

20P～21P 白石甲●●●●田 903 m²……5条申請予定の説明

(ほ場整備実施済箇所)

議長 : その他 3) については、大変重要な案件ですので議事録に残させていただきます。

事務局 : これからは議事録に残させていただきたい非常に重要な案件となります。
9月の定例会で農地所有適格化法人が、津野町黒川の農地を合わせて1 ha 何百万円もかけて買うという3条申請と共に会社を立ち上げる案件を議決頂きました。

同法人になるにはレベルが高く、そう簡単に通せれるものではなかったんですけど、その道に手慣れた行政書士が計画書を作り完璧なものを作って来ました。

11月の終わるか12月ごろ、●●さんが私のところにきて、「パート2があるけよろしくね」といったので、即時に「そんな甘いものではありません。あの状態では難しいです」と話しました。

皆さんにお知恵を借りながら話を進めてゆきたいです。(資料は9月の写真と12月の写真の対比ができるものを添付)

事務局の主観ですが、どう見ても草ぼうぼうが自然に枯れただけで管理できていないように見えます。担当の●●委員に知恵を借りたいとお願いしました。

農地所有適格法人は、「農地を的確に管理すること。」「会社として買う場合は150日、最低60日間の業務が義務付け」られています。同社の決算は3月だと思います。残る3ヶ月で60日の活動実態がないとアウトとなります。

石川 : 現地確認しています。写真でもわかると思いますが、桜の木がボツボツあります。草に蒸し枯れています。手入れという段階にはほど遠い。最初に植えたときは草刈りをしている姿を見ましたが、後の管理はないんじゃないか

と思います。

前回、●●委員が言われたように「刈っても草はすぐ生える」ことは理解できますが、我々は現地を毎月見えています。きれいにしているかどうかは毎月出している日誌にも載せています。これをどのように判断するか難しい。書類を出せといってもよう出せないのではないかと思います。

小さい管理機2台ブルーシートでかぶせて置いています。枯草は耕運機に食い込んでくる。管理はしていないと思います。

事務局

1 h a のことについては議決済であることから今、どうこう言える時期ではありません。ただ、次の申請があった場合の対応を考える必要があります。

「既成事実を作って農業委員会に提出する」というのが●●さんのやり方なので、そのとき、「前の1 h a の分を十分管理できていないのに追加で持ってきててもダメ。ちゃんと管理しないと農業委員会に図れない」と言える必要があります。

反論があれば、活動中の写真と日誌を提出してもらうことを要求したいと考えています。皆さんのご意見を頂きたい。

大崎

通常の植物を植えているのではなく、木を植え何年か先に成長して葉が咲くそれを商品化するのが目的。植える段階ではきれいに整地し植えたと思います。

5月ごろから秋にかけて草が生えてくる。1回ぐらいいは刈っていると思います。刈らなくても木は育っているという感覚があるのではないかと思います。

事務局

確かに土づくりに3年かかると代表者は話されています。農業委員、事務局の立場からいうと農地法第2条で適正に管理することに対して許可をしている以上、いかなる理由があっても農地にやっている以上線引きが必要です。

かといって9月に許可したことに対して今、会長の名前での勧告はできません。ただ、「今の1 h a でさえ管理していないのに追加で購入するというのは認められない」という立場で望みたいと考えています。近傍市町村農業委員会事務局にも問い合わせお知恵を頂いています。

事前に問い合わせがあった●●さんとは長い話を3回やった記憶があります。いやな話をせないかんなので、貸借ではだめなのか、買うのは厳しいということは何回も説明済です。

川西 農作業年間 150 日。月に 15 日、ほぼ 2 日に 1 回、机での作業ではだめ。
この写真を見る限り、2 日に 1 回作業をしているようには見えない。その次が出てくるなら前回出した分の作業日報なりを農業委員会で見て、「こういう形でやっているなら問題ない」などみんなで吟味して問題がないか確認すべきだと思う。

大崎 管理日報大事

前野 法人の計画書は？

事務局 出ています。9 月定例会には、手慣れた行政書士が通るように仕上げてきていますので否決できませんでした。第 2 段が出てきた場合、第 1 弾がこのように荒地にしか見えない状況であることを無視して次も通すということではないと思います。

●●委員が言われたように第 2 弾が出た場合は、皆さんがよければ前の分の確認をさせてください。日誌や写真を提出してもらい、農業委員会定例会の「その他」で検討し、良ければ翌月提出頂くようにしたい。

戸田 この写真を見る限り農業をしているように見えない。夏場の遅い時期に刈っていればこれほど草が残ることはない。農業に対して知識がないのかやる気がないのか。
●●さんは田んぼを無農薬で作ったときも同様だった。

石川 これらの写真だけでない。我々 2 人は毎月見ている。放棄地に見える。刈った後があれば我々が気づくはず。

高橋 周りの方に迷惑。米を作っている。耕作者のことを考える必要がある。

事務局 2 点確認させてほしいです。

1. 担当委員以外は現地を見ていないと思うが、写真を見る限りは他の委員さんも管理ができていると認められないですか。 -認められない-
2. 次の 3 条申請が提出された場合、証拠書類を提出してほしい。直近の農業委員会その他で協議してもらおう。 -その方向で OK-

議長 : 次回の定例会は？

事務局

1月29日（木）西庁舎で行います。

議長

: 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これにて、令和7年度第9回津野町農業委員会定期総会を閉会いたします。

終了 午後5時05分